

「国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令」 の閣議決定について

本日、「国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令」が閣議決定されました。

【政令の概要】

国民生活安定緊急措置法（以下、「法」という。）第26条第1項および第37条の規定に基づき、以下を定めます。

(1) 法第26条第1項の政令で指定する生活関連物資等（※1）に、「消毒等用アルコール」（※2）を追加すること。

※1 これまでは、「衛生マスク」のみ対象とされてきました。

※2 「消毒等用アルコール」とは、消毒等（消毒、殺菌その他これらに類する行為）に使用されることが目的とされている①アルコールを含有する医薬品・医薬部外品及び②医薬品・医薬部外品以外のアルコール分60度以上の製品を指します。また、これら消毒等アルコールを染み込ませた不織布等を含みます。

従って、アルコール分60度以上の酒類及びこれに不可飲処置を施したものも含まれます（ただし、古酒等のように、消毒等に使用されることが目的とされていないことが明らかなものは、規制対象とはなりません。）。

(2) 消毒等用アルコールを不特定の相手方に売り渡す者から消毒等用アルコールを購入した者は、当該購入した消毒等用アルコールの譲渡（不特定又は多数の者に対し、当該消毒等用アルコールの売買契約の申込み又は誘因をして行うものであって、当該消毒等用アルコールの購入価格を超える価格によるものに限る。）をしてはならないこと。

(3) 規定違反を罰則の対象にすること。

(4) 施行日以前に締結された売買契約による譲渡については、罰則規定を適用しないこと。

公布：令和2年5月22日（金曜日）

施行：令和2年5月26日（火曜日）

詳細については、以下をご覧ください。

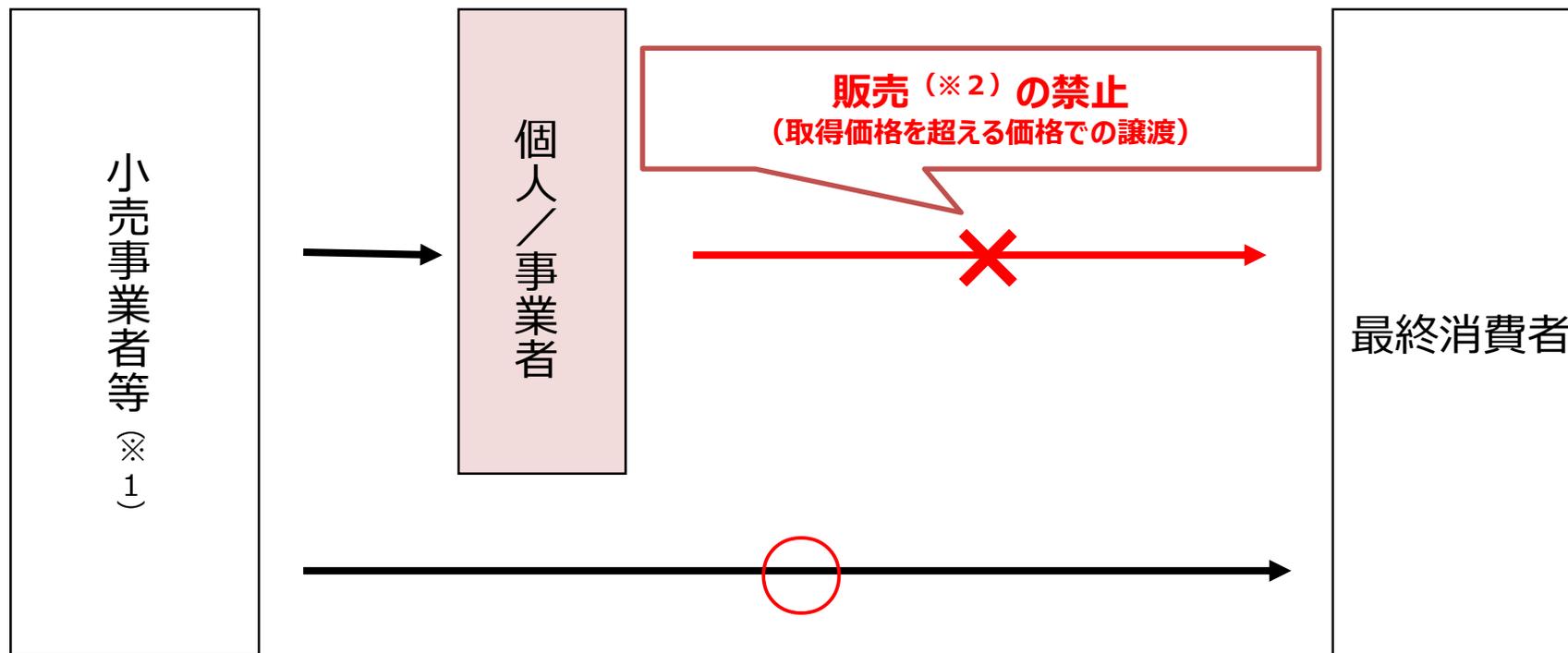
（経済産業省ニュースリリース URL）

<https://www.meti.go.jp/press/2020/05/20200522003/20200522003.html>

国民生活安定緊急措置法に基づくアルコール消毒製品の転売規制について

【厚生労働省、財務省、経済産業省、消費者庁】

(国民生活安定緊急措置法第26条第1項に基づく、譲渡の制限措置の導入)



※1 一般消費者に対して直接販売する製造事業者、卸売事業者や個人も含む

※2 店舗、フリーマーケット、インターネット(SNS含む)等を通じて不特定又は多数の者への販売行為

○対象：アルコール消毒製品

※ アルコール分60度以上の酒類及びこれに不可飲処置を施したのも含まれる (ただし、古酒等のように、消毒等に使用されることが目的とされていないことが明らかなものは、規制対象とはならない)。

○違反者に対しては懲役一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金

○5月26日に施行